

## 佐世保工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第1条の2の規定に基づき、本校における教育研究活動等の状況と今後の展望に関し必要な事項を審議するため、内部質保証体制の中核組織として、佐世保工業高等専門学校自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会を中核組織とする本校全体の内部質保証体制(PDCA サイクル)は、委員会が別に定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 自己点検・評価の実施方法等に関する事。
- 二 自己点検・評価項目及び評価基準(別表)の設定に関する事。
- 三 自己点検・評価の実施報告に関する事。
- 四 その他自己点検・評価に関する事。
- 五 外部評価に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 筆頭副校長
- 二 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 校長が指名する者

2 前項第6号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 第1項第6号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、筆頭副校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(評価項目の実施計画)

第8条 第2条第二号に規定する評価項目の実施計画表は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年1月14日から施行し、第2条第二号の自己点検・評価項目及び評価基準(別表)は、令和5年12月1日から適用する。

附 則(令和7年3月4日一部改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。